

八尾市規則第2号

八尾市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市指定地域密着型サービス事業者の指定並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年八尾市条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(記録の保存年限)

第2条 条例第4条の規則で定める日は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、当該各号に定める日とし、その日を起算日とする。

- (1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の40第2項第1号、第17条第2項第1号、第36条第2項第1号、第40条の15第2項第1号、第60条第2項第1号、第87条第2項第1号及び第2号、第107条第2項第1号、第128条第2項第1号、第156条第2項第1号並びに第181条第2項第1号及び第2号に掲げる記録 当該計画が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日
- (2) 指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項第5号、第17条第2項第3号、第36条第2項第3号、第40条の15第2項第4号、第60条第2項第3号、第87条第2項第5号、第107条第2項第4号、第128条第2項第5号、第156条第2項第4号及び第181条第2項第7号に掲げる記録 当該通知をした日の属する年度の翌年度の4月1日
- (3) 指定地域密着型サービス基準第36条第2項第6号、第40条の15第2項第7号、第87条第2項第8号、第107条第2項第7号、第128条第2項第4号及び第8号、第156条第2項第7号並びに第181条第2項第10号に掲げる記録 当該記録を行った日の属する年度の翌年度の4月1日
- (4) 前各号に掲げる記録以外の記録 当該サービスを提供した日の属する年度の翌年度の4月1日

(生活相談員の資格要件)

第3条 指定地域密着型サービス基準第20条第1項第1号、第42条第1項第1号、第110条第1項第1号及び第131条第1項第2号に規定する生活相談員は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者、介護福祉士又は介護支援専門員とする。

(委任)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第21号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。